

## 建設業バリューチェーンと「ビジネスと人権」(1)

建設/インフラニュースレター

2024年2月13日号

執筆者:

[長岡 隼平](#)

[j.nagaoka@nishimura.com](mailto:j.nagaoka@nishimura.com)

### 1. はじめに

近年、企業による事業活動と一定の関わりのある人権侵害に関して、関係する企業を取り巻く様々なステークホルダーが企業に対して対応を求める様々な事例が報じられるようになってきていますが、建設業バリューチェーン上の各企業もそのような動きと決して無関係ではありません。

各国政府は、企業に対して人権デュー・ディリジェンスの実施そのものや、人権に関する対応状況の開示を求め、人権侵害の疑いのある製品・サービスの流通を防ぐための各種法律・政策を実施しています（後述）。海外投資家は、人権に関する取組みの評価に基づいて投資先の選別を進めており、人権侵害の疑いのあるプロジェクトから撤退する場合があります<sup>1</sup>。日本のメガバンクにおいても、融資の際に、人権リスクを厳格に審査する動きがあります<sup>2</sup>。市民社会組織やメディアは企業による人権侵害行為への関与を追及し、SNS等を通じて拡散されるそれらの問題点の指摘は、消費者による不買運動や周辺地域住民のプロジェクトに対する反対運動等に繋がります。人権侵害が蔓延する業界では人材の流出・不足が深刻化し、労使紛争やトラブルの頻発は対応コストの増加や経営の不安定を招きます。大手企業の中には、人権尊重責任等の内容を含む行動規範の遵守を契約相手方に要求するものもあり、違反の場合には契約解除等のリスクが生じます。

このような潮流の中にあって、建設業バリューチェーンは、後述するように数々の顕著な人権課題を抱えています。サッカーのカタールW杯のスタジアムや周辺施設の建設現場について報道された過酷な労働環境や累計約6,000人以上とも言われる移住労働者の死亡のニュース<sup>3</sup>は、バリューチェーンの下流にあるFIFAやそのスポンサー企業の責任に関する議論を巻き起こしました<sup>4</sup>。日本国内においても、建設現場にも多くの労働者を送り込む技能実習制度について、国内外から人身取引又は現代における奴隷制度であるとの批判

<sup>1</sup> ロイター「ノルウェー政府系ファンド、人権懸念でタイ企業などを投資除外」（2022年12月16日）  
<https://jp.reuters.com/article/idUSKBN2T0047/>

<sup>2</sup> 日本経済新聞「3メガ銀、融資で人権遵守を厳格審査」（2023年6月29日）  
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO72314730Z20C23A6MM8000/>

<sup>3</sup> 日本経済新聞「カタールW杯、欧州で広がる抗議運動 人権侵害を懸念」（2022年10月25日）  
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR18DBT0Y2A011C2000000/>

<sup>4</sup> See Business and Human Rights Resource Centre, Press Release: Just four of 19 FIFA & World Cup sponsors engaging on risks to migrant workers, August 31, 2022, <https://www.business-humanrights.org/en/from-us/media-centre/just-four-of-19-fifa-world-cup-sponsors-engaging-on-risks-to-migrant-workers/>

があります<sup>5</sup>。

本連載では、デンマーク人権研究所所属時代に建設業セクター向けの人権デュー・ディリジェンス・ガイド<sup>6</sup>の策定に関与した筆者の視点から、建設業バリューチェーンを取り巻く世界・日本の法的な環境を概観した上で、昨今の建設業バリューチェーンに顕著な人権課題を紹介します。

なお、顕著な人権課題を把握した後のアクションについては、個別企業のバリューチェーン上の位置・役割や事業を行っている国・地域、既存の人権 DD の取組みの成果等の個別的な事情によって大きく異なり得るため、本連載の対象外としております。当該個別的な事情に基づくアクションの検討については、例えば、専門家を交えた社内ワークショップの実施が効果的です。具体的な手順等については筆者宛てにご相談ください。

## 2. ビジネスと人権に関する各規範と建設業バリューチェーンの関係

### (1) 国際的規範

ビジネスと人権に関する国際基準として、2011年に国連人権理事会で全会一致で支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」<sup>7</sup>（以下「指導原則」）が存在します。指導原則の普及・実施のために任命された国連ビジネスと人権に関する作業部会が2023年7月～8月に日本を訪問し、紙面を賑わせたのは記憶に新しいところです。指導原則は、同作業部会の日本訪問時声明<sup>8</sup>の内容からも明らかであるように、①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセスの三つの柱から成る枠組みを実施するための手引きとして国際的に知られています。指導原則は、企業の所在地や産業セクター、企業規模にかかわらず適用されるものであるため、当然、建設業バリューチェーン上の各企業にも、大企業か中小企業か、元請か下請かを問わず、適用されます。

また、OECDが2023年に改訂した「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」<sup>9</sup>は、環境や人権を含む各分野における責任ある企業行動について、企業に対する勧告を取りまとめたものです。指導原則と同様に産業セクターを問わず、OECD加盟国内で又はOECD加盟国から事業活動を行う全ての多国籍企業に向けられたものであり、これには建設業バリューチェーンを構成する企業も含まれ得ます。実際に、同指針の実施に関連して生じた問題の解決に寄与するために各国に設立された連絡窓口(通称 NCP: National Contact

<sup>5</sup> U.S. Mission Japan 「2022 年人身取引報告書（日本に関する部分）」（2022 年 7 月 19 日）<https://jp.usembassy.gov/ja/trafficking-in-persons-report-2022-japan-ja/>など

<sup>6</sup> DIHR et al., Getting the Foundation Right A Human Rights Due Diligence Guide for the Danish Construction Sector, November 3, 2023. <https://www.humanrights.dk/files/media/document/A%20human%20rights%20due%20diligence%20guide%20for%20the%20danish%20construction%20sector.pdf>

同ガイドは、その前半において、国際基準に基づく人権デュー・ディリジェンスという概念についてその段階ごとの解説を行った上で、後半において、デンマークの建設セクターに関して、バリューチェーンを構成する各企業が、それぞれの立場から人権デュー・ディリジェンスの実施として顕著な人権課題にどう対処すべきかを具体例を交えて紹介しています。

<sup>7</sup> 日本語訳: [https://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/hr\\_council/ga\\_regular\\_session/3404/](https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)

<sup>8</sup> 日本語版: <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/development/wg/statement/20230804-eom-japan-wg-development-japanese.pdf>

<sup>9</sup> 日本語訳: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100586175.pdf>

Point)には、本稿執筆時点までに、建設・インフラセクターに関連して少なくとも 26 件の申立てがなされています<sup>10</sup>。さらに、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」<sup>11</sup>が、上記指針内のデュー・ディリジェンスのための勧告及び関連規定を平易な言葉で説明することにより、同指針を実施するための実務的な支援を提供しています。そのほか、OECD の関連資料として、建設資材の原料として用いられることがある鉱物の調達に関するガイダンス<sup>12</sup>が存在します。また、同じく建設資材となり得る木材の調達に関しては、OECD と FAO が共同で作成した森林破壊防止のためのデュー・ディリジェンスに関するハンドブック<sup>13</sup>が公表されています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地地弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

---

<sup>10</sup> OECD Watch による Complaints Database (<https://www.oecdwatch.org/complaints-database/>)においてインフラセクターに分類されている事案が 26 件。さらに、その他セクターに分類されている事案のうち「construction」というキーワード検索でヒットする事案が 12 件あり、その中にはダム建設の事案等、建設・インフラ産業に関するものも含まれます。

<sup>11</sup> 日本語版: <https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>

<sup>12</sup> 日本語版: [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd\\_ddg\\_jp.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd_ddg_jp.pdf)

<sup>13</sup> 原文: [https://www.oecd-ilibrary.org/finance-and-investment/oecd-fao-business-handbook-on-deforestation-and-due-diligence-in-agricultural-supply-chains\\_c0d4bca7-en](https://www.oecd-ilibrary.org/finance-and-investment/oecd-fao-business-handbook-on-deforestation-and-due-diligence-in-agricultural-supply-chains_c0d4bca7-en)